

土佐町住宅困窮度判定表

判定項目	判定基準項目	該当する項目に○	基準項目内容
住宅以外の建物若しくは場所に居住している者	工場、倉庫などの非住宅に居住している世帯		
	非住宅を転用した住宅に居住している世帯		
保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者	持家が耐用年数を超え老朽等により修理不可能な住宅に入居している世帯		1年以内に解体または処分できること
	持家が耐用年数を超え老朽化し、住宅構造部分に大修繕が必要な住宅に入居している世帯		〃
	崖上または崖下等で極めて危険な場所に住んでいる世帯		
	付近に悪臭や騒音を放つ施設があり被害を受けている世帯		
他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者	1日中ほとんど日照、通風が無いところに住んでいる世帯		
	ひとつの住宅に2世帯以上同居している世帯		直系親族の場合は含まない
住宅がないため、親族と同居することができない者	親族と同居しているが苦痛が甚大な世帯		
	配偶者(婚約者を含む)又は扶養を要する親族が別居している世帯		
住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から不適當な居住状況にある者	親子、兄弟と別居している世帯		
	住宅設備(台所)無し		
	住宅設備(便所)無し		
	住宅設備(風呂)無し		
	居室面積が1人当たり5.0㎡(3畳程度)以下		和室、洋室の総面積が対象
	居室面積が1人当たり6.0㎡(3.5畳程度)以下		〃
正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先が無いいため困窮している者	居室面積が1人当たり7.0㎡(4畳程度)以下		〃
	家主から立退き要求を受けている世帯(自己の責によるものを除く)		家主の証明書等提出
住宅がないため、勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者	競売により立ち退き要求を受けている世帯		
	通勤距離10 ^分 以上または通勤時間20分以上を余儀なくされている世帯		自動車又は公共交通機関(転居により改善される場合)
収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者	家賃の負担率が20%以上である世帯		家賃(月額)/政令月額×100(担当者が計算します)
	家賃の負担率が10%以上20%未満である世帯		〃
住宅に困窮していることが明らかな者	一人親世帯 子ども3人以上		
	一人親世帯 子ども2人		
	一人親世帯 子ども1人		
	介護を必要とする病人等の専用の部屋がない世帯		健康福祉課等で確認します
	火事により住宅に困窮している世帯		
	解雇及び会社の倒産等により職を失った世帯		雇用保険受給者資格証を確認します
	自己都合により職を失った世帯		〃
	配偶者等からの暴力被害を受けている世帯		相談等事実確認を行えること
	犯罪被害者等の世帯		警察で確認します
	現に同居している心身障害者(重度)のいる世帯		障害者手帳の確認を行います
	外国からの引揚者		
	シックハウスによる被害を受けている世帯		相談等事実確認を行えること
	1年以内に町営住宅の落選回数が1回以上ある者		
	75歳以上の高齢者の世帯(入居者又は同居者)		募集締め切り時年齢
生活保護世帯		健康福祉課等で確認します	

注)1. 住宅の状況等現地確認に伺う場合があります。

注)1.の結果、又は現地確認等の結果により判定基準項目に該当するかないかを当方が判断し、決する場合があります。

注)2. 記載内容に偽りや実態と異なることがあると判明した時は、申込みそのものが無効となる場合があります。